

浜情委第108号
平成30年1月12日

浜松市長 鈴木康友様
(人事課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 鈴木 孝裕

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年7月14日付け浜総人第256号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市長鈴木康友文書の起案文書、決裁文書並
びにそれに係る全ての文書.」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

（諮問第104号）

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成29年3月24日、審査請求人は、「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市長鈴木康友文書の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書.」の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) 平成29年4月7日、処分庁は、浜松市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年7月4日、審査請求人は（2）の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年7月14日、審査庁は、条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

- (1) 審査請求の趣旨
本件非公開決定を取消し、本件公開請求の対象となる公文書の全部を公開することを求める。
- (2) 審査請求の理由
審査請求人が公開を請求した文書（以下、「当該文書」という。）は、別件の公文書公開請求において公開決定されている。
すなわち、当該文書の内容は、別件公文書公開請求の際に実施機関により公にされている情報であって、非公開とする理由はない。更に、公にされている文書について、浜松市情報公開条例第10条（存否応答拒否）を適用して公文書非公開決定しているので、実施機関は二重に条例の適用を誤っている。
なお、当該文書の公開請求は、個人情報の開示を請求しているのではないことも明らかであるので、備考欄の「個人情報の開示は、保有個人情報開示請求でお願いいたします。」という教示も、同じく誤っている。

4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、本件公開請求の対象となる公文書に係る情報が条例第10条に規定する「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当するか否かである。

(1) 条例第10条該当性について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否

かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求の対象となった公文書は存在するが非公開とすると答えるだけで、又は、公開請求の対象となった公文書は存在しないと答えるだけで、本来保護されるべき非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合をいう。

この場合、実施機関は条例第10条の規定を適用して、当該公文書の存否に関わらず、常に当該公開請求を拒否することとなる。

なお、条例第10条における「非公開情報」とは、条例第7条各号に掲げる情報をいい、これは条例第7条柱書において、「公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）」と規定されていることからも疑う余地はない。本件審査請求に係る公開請求において、審査請求人は、審査請求人の氏名が明記された弁明書を添付することにより、特定の個人を名指しして公文書の公開を請求しているが、当該本人が審査請求を行ったかどうかは、その事実の有無自体が条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報（略）」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

本件公開請求においては、仮に請求の対象となる公文書が存在したとして、条例第7条第2号を適用して非公開決定をした場合、特定の個人が審査請求を行ったという事実が明らかとなり、反対に、仮に請求の対象となる公文書が存在しなかつたとして、文書不存在として非公開決定をした場合、特定の個人が審査請求を行わなかつたという事実が明らかとなってしまう。

以上のことから、実施機関は個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定を適用し、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否した。

（2）請求人本人による自己情報の公開請求について

審査請求人は、いわゆる自己情報の公開請求を行っている。条例の定める公文書公開請求は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認める制度である。

このため、たとえ請求者本人が自己情報の公開請求をしたとしても、当該情報は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報、すなわち非公開情報に該当することとなる。

これは、条例第7条第2号が単に「特定の個人」とのみ規定して本人を除外していないこと、また、その他の条文においても、本人からの公開請求があった場合について特段の規定を設けていないことからも明らかである。

よって、本人の自己情報であっても、条例第7条第2号が該当するものであるとして、条例第10条の規定を適用したことは適当である。

なお、本人が自己情報を知りたいときは、情報公開制度でなく、保有個人情報開示

制度にて対応すべきであり、審査請求人には以前から繰り返し教示している。

5 委員会の判断

(1) 本件に係る法令等の規定について

条例第10条において、実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることとされ、このうち「非公開情報」とは条例第7条において同条各号に掲げる情報をいうとされている。

そして、条例第7条第2号では、個人情報（個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（同号アからウまでに掲げる情報を除く。）をいう。以下同じ。）を非公開情報として規定している。

このように、条例第10条が公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることとしているのは、公開請求に係る公文書が存在するが非公開とする又は存在しないと回答するだけで個人情報その他の非公開情報を公開したのと同様の結果となり、本来非公開情報として保護すべき利益が侵害される場合があり得ることから、このような事態に対処するためである。

(2) 本件非公開決定について

条例に基づく公文書公開請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第2号アからウまでに該当しない限り、非公開情報となる。これは、仮に本人から、本人が識別される情報について公文書公開請求があった場合であっても同様であり、公開請求者が誰であるかは考慮されない。

これを本件についてみると、本件公開請求は、「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市長鈴木康友文書の起案文書、決裁文書並びにそれに係る全ての文書.」を対象として行われたものであるところ、当該文書が仮に存在したとして、実施機関が公開又は存在するが非公開若しくは部分公開の決定を行った場合、特定の個人が審査請求を行ったという事実があることを明らかにすることとなる。

反対に、仮に存在しなかったとして、実施機関が文書不存在を理由として非公開と決定した場合、特定の個人が審査請求を行わなかったという事実を明らかにすることとなる。

そして、特定の個人が審査請求を行ったかどうかは条例第7条第2号に規定する個人に関する情報すなわち非公開情報に該当するものである。

したがって、本件公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、実施機関が条例第10条を適用し、本件公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否したことは妥当である。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月14日	諮詢を受けた。
8月22日	審査庁から弁明書を受理した。
10月25日	審査庁から反論書を受理した。
12月 7日	諮詢の審査及び答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	鈴木 孝裕	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	三室 正夫	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順